

## 手話言語法の制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手指の動きや顔の表情に代えて表現する、独特の語彙や文法体系を有する言語です。

平成18年12月に採択された障害者の権利に関する条約には、言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうと定義され、手話が言語であることが明記されています。平成23年8月に成立した改正障害者基本法では、全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められました。また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、障がい者の意思疎通のための情報保障施策を講じるよう義務づけていることから、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子供が手話で学べ、日常生活において自由に手話を使い、さらには手話を言語として普及し、研究できる環境の整備が必要です。

よって、国におかれましては、上記の内容を踏まえた手話言語法を制定するよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月25日

北海道江別市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣